

## 第3章 災害復旧計画

### 第1節 道路災害発生時

- (1) 道路管理者は、道路の被害に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (3) 道路管理者は、災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

### 第2節 鉄道災害発生時

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

### 第3節 大規模な火事災害発生時

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、浦幌町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、II 自然災害対策編 第3章「災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

施設課  
防災関係機関

第3章  
画  
災害復旧計

第1節 道路災害発生時  
第2節 鉄道災害発生時  
第3節 大規模な火事災害発生時

## 浦幌町地域防災計画作成及び修正経過一覧

---

沿革	昭和56年 5月25日	浦幌町地域防災計画作成
		昭和57年度修正
		昭和58年度修正
		昭和59年度修正
		昭和60年度修正
		昭和62年度修正
		平成 元年度修正
		平成 2年度修正
		平成 4年度修正
		平成 9年度修正
		平成10年度修正
		平成11年度修正
		平成17年度修正
		平成18年度修正
		平成19年度修正
		平成20年度修正
	平成25年 3月	全面改定
	平成26年11月	修正
	平成29年12月	修正
	平成30年3月	構成変更・修正

浦幌町地域防災計画

浦幌町防災会議  
事務局 浦幌町総務課

